

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

ページ

○土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課)	一
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (同)	一
○浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同)	二
○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業振興課)	二
○土壌肥飼料等分析手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (みやぎ米推進課)	二
○家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則 (家畜防疫対策室)	二
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (防災砂防課)	三
告 示	
○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課)	三
○保安林の指定施業要件の変更 (同)	四
○道路の区域変更(二件) (道路課)	四
○地域交通安全活動推進委員の委嘱	五

## 規 則

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十八日

○宮城県規則第十五号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則(令和二年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号及び第八条第四号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二十一条を第二十二条とし、第二十條の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第二十一条 条例第二十九条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 知事の発行する納入通知書により納付する場合

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。ただし、第三条第二号及び第八条第四号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(漁港漁場整備法の一部改正に伴う経過措置)

2 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和五年法律第三十四号。以下「改正法」という。)による改正前の漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)の規定による許可等の処分を受けた者については、改正法による改正後の漁港及び漁場の整備等に関する法律の相当規定による許可等の処分を受けた者とみなして改正後の土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定を適用する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十八日

○宮城県規則第十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十三年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第七条の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第八条 条例第十四条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
- 二 知事の発行する納入通知書により納付する場合
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年宮城県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第十五条 条例第十五条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
- 二 知事の発行する納入通知書により納付する場合
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十八日

○宮城県規則第十八号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則（平成十一年宮城県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

- 第七条第一項中「知事の発行する納入通知書」を「次に掲げる方法（第二号に掲げる方法にあつては、第五条第一項第一号の依頼がなされた場合に限る。）に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 知事の発行する納入通知書による方法
- 二 指定納付受託者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法

附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

土壌肥飼料等分析手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

土壌肥飼料等分析手数料条例施行規則の一部を改正する規則

土壌肥飼料等分析手数料条例施行規則（昭和五十一年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第三条」を「第三条ただし書」に、「知事の発行する納入通知書」を「次に掲げる方法のいずれか」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 現金による方法
- 二 知事の発行する納入通知書による方法
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（平成十二年宮城県規則第百二十一号）の一部を次のように改正する。第二十条を第二十一条とし、第十七条から第十九条までを一条ずつ繰り下げ、第十六条の次に次の一条を加える。

（納入方法の特例）

第十七条 条例第十三条ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

様式第一号から様式第十一号までの規定中「」を「」に改める。

様式第十二号中「(第19条圖表)」を「(第20条圖表)」に、「の」を「ので」に、「第18条」を「第20条」に、「に」を「により」に改める。

様式第十三号中「(第19条圖表)」を「(第20条圖表)」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の家畜伝染病予防法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の家畜伝染病予防法施行細則の規定によるものとみなす。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十七年宮城県規則第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（納付の特例）

第十三条 条例第十条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和七年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

白石市福岡蔵本字箱森一三八の三三（次の図に示す部分に限る）、一三八の五四

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

白石市小原字深壹一三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び白石市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林

整備課)及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

令和七年一月二十八日

その関係図面は、令和七年一月二十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 一〇八号

三 道路の区域

変 更 の 区 間

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
	前	後		
大崎市鳴子温泉鬼首字水上一〇〇番地先から 同市鳴子温泉鬼首字田野原二番三地先まで	七・九 三七・五	七・九 三八・五	三二六・八	三二六・八

○宮城県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年一月二十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鹿島台高清水線

三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
	前	後		

渡辺郡美里町北浦字中新田一六一番四地 址から 回線回面北浦字中新田二〇番一 地先まで	前	一五・五 一六・一	五〇・二
	後	一五・五 四八・七	六一〇・〇

## 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定に基づき、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱したので告示する。

令和7年1月28日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

活動区域	氏名	住所
仙台中轄区警察署 管轄	幸田 良子	仙台市青葉区愛子中央2丁目
	高橋 勝彦	仙台市青葉区米ヶ袋1丁目
	熊谷 綾子	仙台市青葉区荒巻字青葉
	菅野 啓三	仙台市青葉区一番町1丁目
	早川 清俊	遠田郡美里町木間塚字夫婦沼西
	佐藤 さい子	仙台市青葉区大町2丁目
	佐藤 雅英	名取市杜せきのした2丁目
	落合 泰朗	仙台市青葉区本町2丁目
	上村 信之	仙台市太白区長町南4丁目
	渡辺 俊子	仙台市青葉区川内亀岡町
	渡部 憲子	仙台市青葉区川内山屋敷

氏名	住所
上野 美恵子	仙台市青葉区五橋2丁目
山谷 郁夫	仙台市宮城野区清水沼3丁目
工藤 浩由	仙台市青葉区木町通2丁目
石田 勝一	仙台市太白区西多賀1丁目
倉片 康雅	仙台市青葉区葉山町
佐々木 一久	仙台市青葉区上杉4丁目
尾関 きよみ	仙台市青葉区錦町2丁目
小久保 享	仙台市太白区人來田1丁目
工藤 絵美	仙台市若林区中倉1丁目
菊地 和子	仙台市太白区郡山字穴田東
加藤 金一	仙台市太白区中田3丁目
小野寺 八重子	仙台市太白区向山3丁目
高橋 優子	仙台市太白区四郎丸字渡道
沼田 定江	仙台市太白区秋保町長袋字門前
板垣 和男	仙台市太白区大谷地
佐藤 功	仙台市太白区長町2丁目
石森 勝男	仙台市太白区長町南2丁目
若生 邦夫	仙台市太白区人來田3丁目
平山 典	仙台市太白区東中田6丁目
佐々木 靖夫	仙台市太白区越路

仙台南轄区警察署  
管轄

仙 台 北 警 察 署 宮 城 区 轄 管		西川 寿美	仙台市太白区上野山1丁目
		原田 雅博	仙台市太白区長町1丁目
		小田嶋 徳子	仙台市太白区長町南1丁目
		吉見 宏	仙台市青葉区愛子中央3丁目
		渡辺 逸子	仙台市青葉区桜ヶ丘1丁目
		高橋 正行	仙台市青葉区北山1丁目
		安藤 幸雄	仙台市青葉区台原4丁目
		平山 美津枝	仙台市青葉区山手町
		我妻 昌子	仙台市青葉区上杉2丁目
		櫻井 俊博	仙台市青葉区台原3丁目
		林崎 孝子	仙台市青葉区柏木3丁目
		八木 彌生	仙台市青葉区芋沢字赤坂
		亀山 正	仙台市青葉区芋沢字下清水
		阿部 文治	仙台市青葉区作並字檀ノ原
早坂 輝夫	仙台市青葉区大倉字赤坂		
澁谷 禎治	仙台市青葉区中山吉成1丁目		
平 繁夫	仙台市青葉区中山吉成2丁目		
安野 英彦	仙台市青葉区錦ヶ丘8丁目		
伊藤 栄松	仙台市宮城野区岩切字福荷西		
郷家 新一郎	仙台市宮城野区栄2丁目		

仙 台 東 警 察 署 宮 城 区 轄 管		鈴木 秀昭	仙台市宮城野区東仙台5丁目
		三浦 孝子	仙台市宮城野区原町2丁目
		富田 義雄	仙台市宮城野区榴岡4丁目
		阿部 勝治	仙台市宮城野区福室5丁目
		千葉 均	仙台市宮城野区福住町
		今野 孝	仙台市宮城野区福田町4丁目
		今野 康博	仙台市宮城野区鶴ヶ谷4丁目
		平田 淑子	仙台市宮城野区新田5丁目
		宇田川 聡男	仙台市宮城野区燕沢2丁目
		大村 信行	仙台市宮城野区岩切字入山
		西山 統	仙台市宮城野区清水沼1丁目
		石川 美貴子	仙台市宮城野区苦竹1丁目
		佐々木 隆志	仙台市宮城野区栄2丁目
		菅野 由昭	仙台市宮城野区福室2丁目
星 幸雄	仙台市泉区七北田字白水沢		
齋藤 七子	仙台市泉区松陵2丁目		
菊池 相友	仙台市泉区松陵2丁目		
浅野 久子	仙台市泉区高森1丁目		
竹内 良子	仙台市泉区高森1丁目		
進藤 隆	仙台市泉区加茂4丁目		

署 域 警 察 区 警 轄 林 管 署	林 守 久	仙台市泉区松陵5丁目
	佐 藤 雄 二	仙台市泉区寺岡5丁目
	沼 田 泰 平	仙台市泉区根白石字町東
	菅 原 真 利 子	仙台市泉区南光台7丁目
	小 山 純 子	仙台市泉区歩坂町
	加 茂 光 子	仙台市泉区加茂4丁目
	三 澤 吉 雄	仙台市泉区虹の丘1丁目
	小 野 寺 恵 子	仙台市泉区鶴が丘2丁目
	菅 原 千 恵	仙台市若林区上飯田3丁目
	伊 東 義 政	仙台市若林区南小泉4丁目
	庄 司 光 子	仙台市若林区河原町2丁目
	和 久 実	仙台市若林区若林5丁目
	岩 泉 順 子	仙台市若林区裏柴田町
	柴 崎 敬 悟	仙台市若林区種次字竹野花
保 住 駿 太	仙台市青葉区子平町	
村 主 竹 子	仙台市若林区八軒小路	
松 本 佐 枝 子	仙台市若林区荒町	
土 屋 正 一	仙台市若林区若林1丁目	
河 野 松 宏	仙台市若林区荒井7丁目	
三 浦 俊 弘	仙台市若林区若林7丁目	

署 域 警 察 区 警 轄 林 管 署	小 松 浩 二	仙台市太白区青山1丁目
	米 谷 賢 二	仙台市若林区荒町
	鈴 木 敏 之	塩竈市宮町
	菊 地 英 雄	多賀城市笠神1丁目
	富 田 喜 義	多賀城市桜木2丁目
	渡 邊 亨	宮城郡七ヶ浜町喜蒲田浜字化粧石
	小 澤 源 治	宮城郡利府町森郷字新町浦
	鈴 木 俊 子	塩竈市真山通3丁目
	伊 藤 和 夫	多賀城市新田字北
	本 郷 久	多賀城市中央2丁目
	今 野 正 人	塩竈市尾島町
	高 橋 和 男	宮城郡松島町高城字井戸下
	櫻 井 孝 一	宮城郡利府町加瀬字北窪
	佐 藤 久 夫	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字要害
庄 司 一 三	宮城郡利府町神谷沢字広畑	
桜 井 文 雄	塩竈市玉川1丁目	
千 葉 茂	宮城郡松島町磯崎字白萩	
高 橋 千 賀 子	塩竈市舟入1丁目	
大 久 保 知 明	黒川郡大郷町柏川字西長崎	
新 田 武	富谷市富谷新町	

大 和 警 署 轄 区 署 域	堀 籠 直 子	富谷市志戸田野田
	高 橋 雪 枝	黒川郡大和町吉岡字館下
	高 橋 壽 昭	黒川郡大和町吉岡南1丁目
	瀨 戸 清 江	黒川郡大和町吉岡字館下
	千 葉 一 美	黒川郡大和町吉田字山下
	鈴 木 淳 子	黒川郡大衡村大衡字古井待
	福 田 和 明	黒川郡大衡村大瓜字北石崎
	加 藤 実 美	黒川郡大郷町大松沢字茶立場上
	齊 藤 滋	富谷市成田7丁目
	公 平 靖 子	富谷市鷹乃杜4丁目
	高須賀 正 忠	石巻市八幡町2丁目
	角 田 早 智 子	石巻市泉町2丁目
	大 國 龍 笙	石巻市大宮町
遠 藤 國 男	石巻市大街道南5丁目	
高 橋 和 彦	石巻市泉町4丁目	
門 脇 政 喜	石巻市大街道南5丁目	
飯 塚 利 也	牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿	
見 嶋 俊 治	東松島市西福田字流蒲	
横 山 輝 男	東松島市小松字上前柳	
石 垣 芳 温	石巻市広測字荒神前	

気 仙 沼 警 署 轄 区 署 域	三 浦 なを子	石巻市さくら町5丁目
	堀 内 みよ	石巻市大街道北4丁目
	毛 利 壯 幸	石巻市住吉町1丁目
	菅 野 剛	東松島市小野字町
	天 野 嘉 博	石巻市鮫田字浜江場
	畠 山 恵	気仙沼市唐桑町中井
	佐 藤 悦 郎	気仙沼市沢田
	熊 谷 茂	気仙沼市本吉町日門
	後 藤 真	気仙沼市赤岩老松
	横 田 商 市	気仙沼市赤岩小田
	鈴 木 妙 子	気仙沼市松崎浦田
	村 上 昭 子	気仙沼市駒形
	山 内 信 幸	気仙沼市本吉町中島
西 城 祐 一	気仙沼市館山2丁目	
小 松 栄	気仙沼市唐桑町只越	
千 葉 輝 彦	登米市米山町中津山字谷地測	
三 上 芳 夫	登米市迫町佐沼字中江2丁目	
浅 井 真奈美	登米市南方町堂地前	
菅 原 和 恵	登米市迫町新田字狼ノ欠	

佐 署  
沼 轄  
警 区  
察 署  
域

高 橋 恒 夫	登米市南方町大村
高 橋 清 彦	登米市米山町中津山字栗ヶ崎
菅 原 昭	登米市米山町中津山字谷地測
安 藤 和 子	登米市米山町中津山字新井堀
千 葉 辰 雄	登米市石越町南郷字天柳堂
小野寺 文	登米市中田町石森字加賀野1丁目
男 澤 孝 芳	登米市豊里町浦軒
林 三 治	登米市津山町柳津字本町
千 葉 幸 弘	登米市東和町米川字町下
福 島 和 重	登米市登米町寺池中町
伊 藤 良 子	登米市津山町柳津字本町
佐々木 栄 美	登米市登米町小島西針田
守 屋 のり子	登米市豊里町新町
千 葉 晋 作	石巻市桃生町新田字西町
櫻 井 みえ子	石巻市小船越字舟形
永 沼 孝 浩	石巻市成田字一本杉
毛 利 悦 子	石巻市桃生町檜崎字新堀
今 野 洋 子	石巻市相野谷字飯野川町
天 野 知 彦	石巻市鹿又字町浦
小 松 龍 哉	石巻市北上町十三浜字東田

南 署  
三 轄  
陸 区  
警 署  
域

千 葉 慶 子	石巻市雄勝町大浜字大浜
阿 部 新	本吉郡南三陸町志津川字天王山
高 橋 才二郎	本吉郡南三陸町歌津字番所
阿 部 宗 則	本吉郡南三陸町入谷字中の町
後 藤 真紀子	本吉郡南三陸町戸倉字原
千 葉 とも子	本吉郡南三陸町歌津字田の浦
三 浦 達 也	本吉郡南三陸町志津川字天王山
大 場 政 由	大崎市三本木字北町
千 葉 和 朗	大崎市古川柴町
鎌 田 正 子	大崎市三本木嶽ヶ袋字山畑
西 谷 清 一	大崎市古川北町3丁目
佐々木 克 美	大崎市古川塚目字屋敷
千 葉 勝	大崎市古川荒谷字竹ノ花
中 鉢 清 利	大崎市古川新田字上宿
斎 藤 繁 子	大崎市鹿島台木間塚字大谷地
佐々木 恵美子	大崎市鹿島台木間塚字石名坂
佐 藤 和 夫	大崎市古川荒谷字中上
今 泉 信 吾	大崎市古川城西1丁目
千 葉 賢 一	大崎市田尻字町
門 間 清	大崎市田尻大貫字桜田

古 署  
川 轄  
警 区  
察 署  
域

遠田警察署 遠田警察区	柴生 洋子	大崎市古川大宮 6丁目	築館警察署 築館警察区	伊藤 幸夫	栗原市築館薬師台
	酒井 保	大崎市松山下伊場野字志引		菅野 よし子	栗原市高清水上折木
	穴戸 三千孝	遠田郡美里町牛飼字清水江		雷田 幸子	栗原市志波姫八幡谷地
	井上 知治	遠田郡美里町字新妻の神		氏家 和子	栗原市一迫北沢野山
	黒澤 勝良	遠田郡美里町字鳥谷坂2		菅原 昭一	栗原市築館字富下熊川
	佐藤 修一	遠田郡美里町大柳字高出		荒木 寛充	栗原市花山字本沢北ノ前
	尾崎 久幸	遠田郡美里町青生字新鳴瀬		阿部 勲	大崎市岩出山池月字下宮白山
	和賀 稔	遠田郡涌谷町涌谷字白鳥		加藤 修	大崎市鳴子温泉字要害
	遠藤 守	遠田郡涌谷町涌谷字福沢		高橋 陽子	大崎市鳴子温泉鬼首字上鵜沢
	小島 大美雄	遠田郡涌谷町字淡江		淺沼 政幸	栗原市高清水普光寺
	日野 康弘	遠田郡涌谷町吉住字馬追畑		佐々木 正美	大崎市岩出山南沢字木戸脇裏
	佐藤 隆	遠田郡美里町関根字苗代江		高橋 芳一	大崎市岩出山字上真山下山田
	若柳警察署 若柳警察区	加藤 恵一		栗原市薮沢袋五輪	三塚 博
高橋 宗悦		栗原市薮沢南郷飯の森	板垣 全信	加美郡加美町字原焼橋	
加藤 洋一		栗原市栗駒岩ヶ崎神南	菅原 英紀	加美郡加美町字裏	
千田 幸吉		栗原市金成末野観音堂沢	星 栄喜	加美郡加美町字裏八番	
菅原 幸喜		栗原市若柳字川南子々松	三嶋 幸夫	加美郡加美町宮崎字町	
三浦 俊		栗原市若柳字川北欠	千葉 繁	加美郡色麻町四電字町	
佐々木 莊一		栗原市若柳字川南二又	狩野 敏治	加美郡色麻町四電字大坊	
大黒 昭夫	栗原市瀬峰桃生田	澁谷 耕太郎	加美郡加美町字下野目清水田北		

		檜野 孝信	加美郡加美町宮崎字西原2番
		佐々木 圭亮	名取市杜せきのした3丁目
		相澤 十四男	名取市名取が丘3丁目
		渡邊 紀男	岩沼市松ヶ丘4丁目
		松木 道雄	名取市増田7丁目
		佐藤 圭子	名取市上余田字千刈田
		矢内 よし子	岩沼市二本2丁目
		川村 美智子	名取市増田4丁目
		橋内 希美	岩沼市松ヶ丘1丁目
		高橋 清一	岩沼市長岡字台
		引地 長一	名取市小塚原字東遠泉
		齋藤 修	柴田郡柴田町西船迫2丁目
		佐藤 弘子	柴田郡柴田町船岡新栄5丁目
		横山 正幸	柴田郡大河原町金ヶ瀬字原
		鳥居 清行	柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部
		阿部 武	柴田郡柴田町船岡西1丁目
		齋藤 和江	柴田郡村田町大字村田字町
		高山 順子	柴田郡村田町大字村田字大槻下
		石井 利江	柴田郡川崎町大字川内字北川原山
		佐々木 文子	柴田郡川崎町大字小野字赤菰屋敷

		佐藤 朱実	柴田郡川崎町大字前川字荒田
		佐藤 晴代	白石市鷹巣東3丁目
		二瓶 一弘	刈田郡七ヶ宿町字根添
		布田 敏男	刈田郡蔵王町宮字町
		佐藤 裕子	刈田郡蔵王町大字円田字道上山
		金峯 照美	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字仲町
		菊池 孝子	白石市字長町
		阿部 光	白石市鷹巣西3丁目
		佐久間 一志	白石市東町2丁目
		佐藤 賢二	角田市藤田字馬場
		古川 正子	伊具郡丸森町字石羽
		小川 喜美子	伊具郡丸森町館矢間館山字沖
		佐藤 利美	伊具郡丸森町大張大蔵字中ノ内
		佐久間 公一	伊具郡丸森町小斎字新町
		大橋 かよ子	角田市岡字駅前南
		蓬田 良子	角田市横倉字左側
		田中 さと美	角田市平貫字清台
		豊島 廣光	角田市梶賀字高畑南
		平田 宗陸	亶理郡山元町山寺字山下
		阿部 和子	亶理郡亶理町字南町

大 河 原 警 区 署 域

岩 沼 警 区 署 域

角 田 警 区 署 域

白 石 警 区 署 域

亶 理 轄 区 察 署 域	佐藤 徹郎	亶理郡亶理町逢隈十文字字佐渡
	古積 一彦	亶理郡亶理町荒浜字上隈測
	高橋 あつ子	亶理郡亶理町字祝田
	齋 清文	亶理郡亶理町逢隈田沢字浜道
	伊藤 ひろ子	亶理郡亶理町逢隈蔵字梨木
	三品 美智子	亶理郡山元町山寺字新物見前
岩 潤 升子	亶理郡山元町坂元字町東	